

○「有罪の言渡しをした確定判決」とは＝有罪判決、刑の免除判決、略式命令、即決裁判。
請求に含まれないもの＝無罪判決、免訴、控訴棄却判決。

*北陵クリニック事件は、1 審有罪判決が確定判決で、再審請求の対象となります。

○「無罪を言渡すべき明らかな証拠をあらたに発見したとき」

この規定（明白性、新規性）をどのように解釈・適用するのか。

戦後長い間、確定判決を重視する立場がとられ、

明白性については、「無罪の高度の蓋然性」＝「犯罪事実の不存在が確実になった場合」が必要とし、「新証拠のみによって判断せらるべきもの」「旧証拠や心証の見直しはせず、それだけで無罪を証明できる新しい証拠が出てきたとき」（単独評価説、心証引継ぎ説）と解釈するきびしい判例が続き、再審は「開かずの扉」といわれてきました。

▼真犯人が現れても再審が認められなかった事件もありました。

3、最高裁「白鳥・財田川決定」

(1)「白鳥決定」

白鳥事件の再審請求に対して1975年5月20日、最高裁第1小法廷で出された決定。再審請求は棄却したが、再審理由を規定する解釈で新たな判断を行いました。

「再審開始のためには確定判決における事実認定につき合理的な疑いを生ぜしめれば足りる」とし、その意味において、

「再審においても疑わしいときには被告人の利益にという刑事裁判における鉄則が適用されるものと解すべきである」としました。

(2)「財田川決定」

財田川事件の再審請求に対して1976年10月12日、最高裁第1小法廷で出された決定。地裁・高裁の決定を取消して、高裁に審理を差戻した。「白鳥決定」をさらに具体的に判示しました。

「確定判決が認定した犯罪事実の不存在が確実であるとの心証を得ることを必要とするものではなく、確定判決における事実認定の正当性についての疑いが合理的な理由に基づくものであることを必要とし、かつ、これをもって足りると解すべきである」したがって、

「犯罪事実の証明が十分でないことが明らかになった場合にも右の原則が当てはまる」としました。

「白鳥・財田川決定」による、無辜の救済のための立場

①明白性を「確定判決の認定を覆すに足りる合理的な疑い」

②再評価した旧証拠と新証拠との総合的評価

③「疑わしいときには被告人の利益に」の刑事裁判の鉄則を適用

この白鳥決定後、死刑再審4事件が再審・無罪になるなど、「開かずの扉」を開いた。